

箱根町公共サインガイドライン

GUIDLINE FOR PUBLIC SIGNS OF HAKONE TOWN

目 次

1	はじめに	1
2	公共サインガイドラインのコンセプト	1
3	公共サインとは	2
4	公共サインガイドラインの適用範囲	3
5	本町における現状と課題	4
6	サインの整備方針	5
7	サインの活用方針	10
8	用語集（作成中）	11

1 はじめに

箱根町の景観は、昭和11年(1936年)2月1日に町のほぼ全域が当時の国立公園法(現自然公園法)により「富士箱根国立公園」(現「富士箱根伊豆国立公園」)に指定されて以来、主として自然公園法による様々な厳しい規制により保護されてきました。

そして現在箱根町では、平成21年に「愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎのある国際観光のまち」を目指していくために、景観条例・景観計画を施行し、町民・事業者の皆さまと協働して良好な景観形成についての取組みを行っています。

そして、町が景観形成について先導的な役割を果たすことが必要であるとの考えから、平成22年に「箱根町景観形成公共施設整備指針」を策定し、公共建築物、道路、公園などについて、景観に配慮した整備の方針を定めています。

本ガイドラインでは、町がさらなる先導的な役割を果たしていくために、景観に大きな影響を与えると考えられる公共サインの指針について定めたものです。

現在、主に都市部において公共サインガイドラインを策定する自治体が増加しています。それらガイドラインの主要となる策定目的は、都市基盤の整備や、観光客の回遊性の強化であったりします。

箱根町は、それらの一般的な目的以外に、先人たちが守ってきた豊かな自然景観、特徴ある街なみ景観といった「箱根らしさ」を阻害させないことに最大の焦点を置いた公共サインを本ガイドラインに基づいて掲出していきます。

2 公共サインガイドラインのコンセプト

箱根町公共サインガイドラインは、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的として策定しました。箱根町において公共サインは、必要以上に景観に影響を及ぼさないことが望ましいと考えられます。そのため、なるべく掲出する面積を小さくし、最低限必要な情報以外はインターネットや紙媒体などの設置以外の手段で補完していくことも考えられます。

また、公共サインである以上、高齢者や視覚障がい者、外国人の方々など全ての人にとって利用しやすいものであることも望ましいです。

それらを踏まえて箱根町公共サインガイドラインのコンセプトを次のとおり定めます。

箱根町公共サインガイドラインのコンセプト

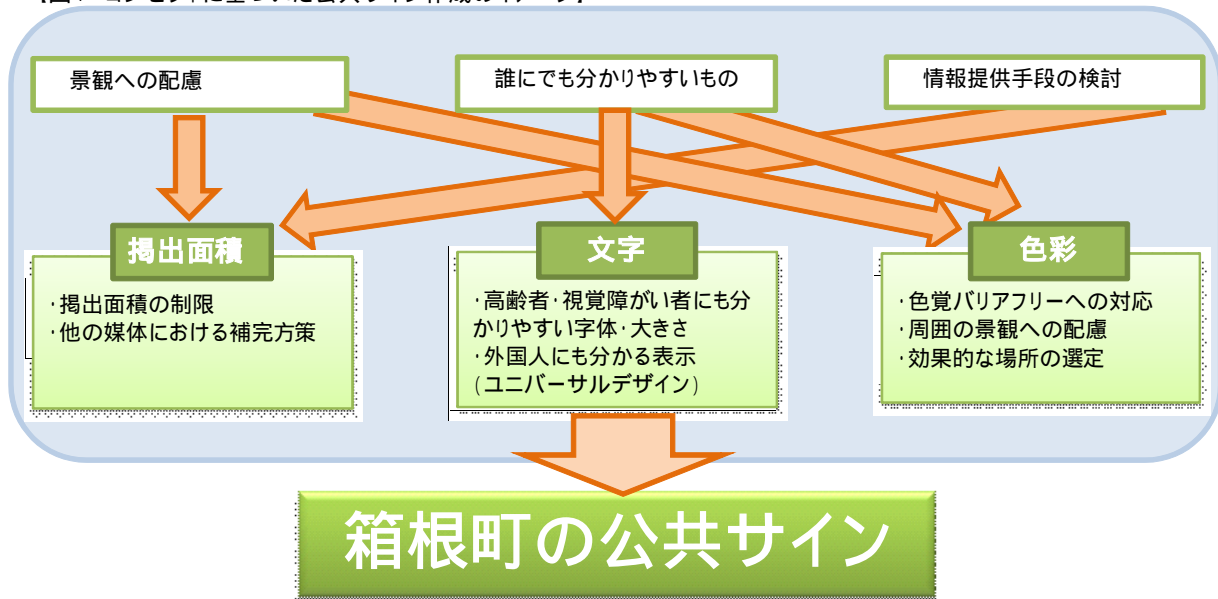
町の自然景観、街なみ景観に配慮する。

誰にでも分かりやすいものとする。

他のメディアと連携し、情報補完を図る。

次の図のように、これら3つのコンセプトを取り入れた公共サインを掲出することとします。

【図1 コンセプトに基づいた公共サイン作成のイメージ】



3 公共サインとは

本来サインとは、案内看板や誘導看板といった人工的に作られたもののみを指すものではありません。人が生活していくなかで、手がかりや目印となるようなものは全てサインと考えられます。

したがって本町における代表的な観光名所である芦ノ湖やすすき草原、大涌谷といった自然の景勝地もサインに含まれますし、箱根湯本駅、強羅駅といった目標となる建築物もサインの一部と言えます。文字や記号だけでなく、かたちや色、光、匂い、触感など人間を取りまくあらゆるものがサインとして作用するのです。

それらを踏まえた上で、箱根町公共サインガイドラインでは、箱根町に住んでいる又は訪れる全ての人に対して、地区や施設などの位置や状況、事物の内容についての説明、特定の場所での注意喚起などを目的として人工的に設置したものを公共サインとして定義します。

箱根町公共サインガイドラインにおける公共サインの定義
 箱根町に住んでいる又は訪れる全ての人に対して、公的機関が公共のために文字や記号等を用いたメッセージを人工的に設置したもの

4 公共サインガイドラインの適用範囲

箱根町公共サインガイドラインの対象となる公共サインを明確にする必要があるため、次のように適用範囲を定めます。

対象とする公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図などで示すもの

【例】観光案内板・地域案内板・施設案内板

イ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

【例】文化財説明板・施設説明板

ウ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印などで示すもの

【例】目的地などへの誘導標・指定避難場所表示板

エ 位置看板

施設や道路名など特定の場所を示すもの

【例】施設名表示板・道路名表示板

オ 注意看板

特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするもの

【例】ポイ捨て禁止看板・駐車禁止標・立入禁止標

「案内看板・解説看板」と「誘導看板・位置看板」は、それぞれ近い関係にあるものと定義します。

適用除外

ア 公共交通事業者が設置する公共サイン

イ 道路関連法規に規定された標識

ウ 施設管理者が施設内のみ案内・誘導を目的に設置するサイン

エ 町が掲出するもので、屋外広告物的な性格をもつもの（ ）

ガイドラインにおいては適用除外ですが、法令遵守し作成することとします。

協力・連携

箱根町公共サインガイドラインを町のみが運用するのではなく、他の公共的団体や民間事業者への普及を図っていく。

【例】国、県、林野庁、観光協会、民間観光施設

5 本町における公共サインの現状と課題

本ガイドラインの策定に先駆けて、できることをできるだけ早く実施するという考え方で、平成 22 年に初めて全庁的に公共サインの設置状況調査を実施しました。（実施期間：平成 22 年 6 月 17 日から平成 22 年 9 月 17 日）

その結果、次のような結果と課題が提示されました。

公共サインの設置数

当町が設置している公共サインの総数は平成 22 年 9 月 17 日現在 1,465 個となっています。

うち、表 2 のとおり案内看板がその 50%以上を占めています。

【表 2 公共サインの設置数】

公共サインの種別	設置数
案内看板	743
解説看板	262
誘導看板・位置看板	184
注意看板	236
その他	40
合計	1465

公共サインの設置状況

表 3 のとおり、設置状況は概ね良好で、設置状況が悪いとされた公共サインは、全体の 5%程度です。しかしながら、設置状況が悪ければ公共サインとしての役割を果たすことができないので、その対応などの維持管理について検討する必要があります。

【表 3 公共サインの設置状況とその対応方針】

設置状況				設置状況が悪いとされた公共サインの対応方針				
良	悪	その他	計	再設置	補修	撤去	その他	計
704	74	687	1465	17	35	5	17	74

【写真1 設置状況が悪いとされた看板の例】



写真のように設置状況が悪くならないよう、適切な維持管理をしていきます。

公共サインのデザイン

これまで本町では、それぞれの部署の判断で公共サインをデザインし、掲出してきました。そのため、次の写真のとおりデザインに一貫性がなく、本当に全ての人に対して分かりやすい公共サインであるかどうかの検証を行ってきませんでした。町の景観に配慮しつつ、全ての利用者にとって分かりやすい公共サインを掲出するためのルールづくりが必要となりました。

【写真2 これまでの誘導看板の掲出事例】



掲出目的が同じ看板であっても、字体、色彩について統一感のない看板が作成されてきました。

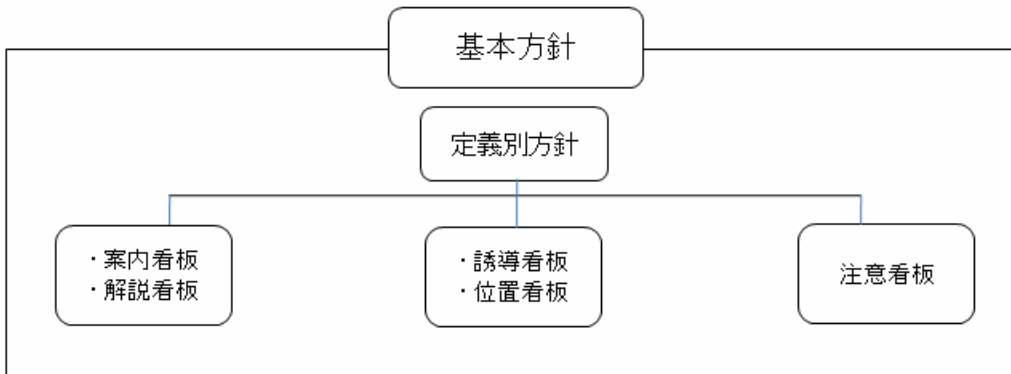
以上の結果と課題を踏まえて、庁内の景観関連部署の職員で構成された景観施策推進会議において公共サインガイドラインについて1年以上に渡る調査・研究を行ってきました。その調査・研究を基に、専門家のアドバイスやパブリックコメントなどを反映させたものが、本ガイドラインとなります。

6 サインの整備方針

基本的な考え方

箱根町のサイン整備にあたっては、本ガイドラインのコンセプトである「町の自然景観、街なみ景観に配慮する」「誰にでも分かりやすいものとする」「情報提供手段の側面からガイドラインの在り方について提示する」を基に、景観に配慮した誰にでも分かりやすいシンプルなサインを整備するようにします。

公共サインの定義は、大きく分けて5種類と定めています。すべての定義において共通する整備方針については「基本方針」として定めることとします。また、それぞれの定義ごとに定めるべき整備方針については「定義別方針」として定め、2つの方針ごとに分けて示していくこととします。



基本方針

基本方針では、公共サイン全般的に共通する基準について示します。

公共サインは、情報提供施設としての識別性を高める必要がありますが、周辺景観との調和に配慮して、表示面の色彩やデザインなどを統一することが必要です。また、その掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討します。

そして、ユニバーサルデザインの視点を重視することにより、誰もが見やすく理解できるよう、分かりやすい手法で表示し、利用しやすいものとしします。

ア 書体

文字の書体は、表記する対象により次の書体を基本とします。

和文書体	角ゴシック系書体
【例】 ハコネマチ はこねまち 箱根町	
欧文書体・和文中の数字	サンセリフ系書体 <small>サンセリフ＝飾りをもたないもの</small>
【例】 HAKONE ABCDEFGHI	

情報内容等により、その他の書体がふさわしいと考えられる場合は、この限りではありません。

イ 文字の大きさ

文字の大きさは、視力の低下した人への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～3mの場合	9mm以上	7mm以上

出典：国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

ウ 色彩

色彩については、誰にとっても表示内容が見やすく、わかりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点からも配慮する必要があります。

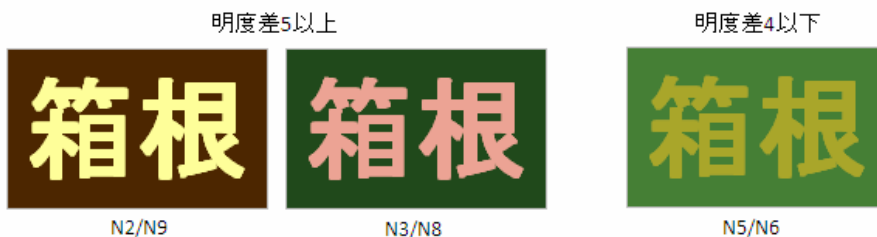
色彩による文字の見やすさについては、地と図の色の組合せにおけるコントラスト(明度差)が大きいほど見やすくなります。また、同色でも、暗い地に明るい文字を表示するほうが、文字が膨張して見えるほか、文字情報の周辺光が遮断され、より見やすくなることが知られています。

【明度差が大きいとは...～具体的な明度差～】

[マンセル表色系での明度]は N1～9.5 の範囲で色票化しています。

(反射率 0%の黒は N0(ゼロ)・反射率 100%の白は N10)

サインの表示においては、明度差が5以上となるよう配慮します。



また、色彩が与える周囲の景観への配慮も重要な課題です。必要以上に複数の色を多用することや、極度に明るい色の使用をしないようにします。

エ 表記

言語表記

必要な情報をシンプルに表示するため、日本語及び英語の2ヶ国語表記を原則とします。

ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の中国語・ハングル書体などによる表記を追加することを検討します。その場合は、掲載情報の見やすさや分かりやすさに十分配慮する必要があります。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

ピクトグラム

言語によらず、幅広い年齢層や外国人にも直観的に、施設や機能の意味を伝えることができる「ピクトグラム(案内用図記号)」を積極的に活用します。使用するピクトグラムについては、原則としてJIS案内用図記号を使用します。

ピクトグラムを活用することにより、不必要な情報標示を削減し掲載情報がみやすいサインにします。

イラスト

サインの性質によっては、利用者に情報を分かりやすく表示するために、イラストなどを表示することが有効な場合があります。しかし、場合によっては、意図がつかめず情報が伝わりにくくなることや、多用することにより表示面が繁雑になり、情報が伝わりにくくなります。そのような事態を避けるために、表示するイラストの内容、及び大きさや色彩を十分に検討する必要があります。

オ 表示面の大きさ・高さ

近い距離で見るサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である、床面から1250mm程度の高さを表示面の中心とします。また、標示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要です。

遠い距離で見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認するのが難しくなります。また、不特定多数の人が利用する施設では、見る人とサインの間に他の通行者がいる場合が多く、視認位置から仰角10°より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要です。

カ 構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけるようにします。また、長期間サインを活用できるよう腐食しない強度のある素材とし、維持管理面にも考慮した構造とします。

近づきやすさ

視力の低下した人や車いす使用者が、サインの近くに寄って表示を見ることを前提

に、サイン施設周辺の段差や舗装等について、サインへ近づくにあたり支障があると判断される場合は、設置個所の移動や、歩道等の整備をあわせて行う取組みが必要です。

材質など

景観に配慮し、著しく反射するものや光沢のある素材は避けます。

サイン施設については、屋外に設置されることが多いため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高温にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

また、人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻込み、貼り紙や落書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。腐食等を防ぐためにも腐食防止加工や腐食しない材質を使うこととします。

サインの表示面は、周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、変更が予測されるものについては、部分的な取換えが可能な構造とします。

集約

景観の向上を図るため、デザインを統一したサインの掲出や、既存サインと新設サインの集約化を進めることが必要です。また、地域住民やサイン設置者等と連携していく必要もあります。

定義別方針

ア 案内看板・解説看板

具体性をもって内容を伝えるものなので、「誘導看板・位置看板」のように簡潔に内容を伝えるものとは分けて定義します。

案内看板は、目的地までの距離や方角を正確に認識してもらうために、必然的に表示面の情報量は増えてきます。同じように解説看板も、説明する物の詳細を正確に理解してもらうために情報量が増えてきます。

いずれにしても、見る人が分かりやすく認識するためには、見やすくすることを同時に考えなければなりません。必要最小限の情報をシンプルに表示するようにします。

規模につきましては次のとおりとします。

表示面積	高さ	横幅
5㎡以下	4m以下	3m以下
[概要]		
<p>The diagram shows a rectangular sign with rounded corners. A horizontal double-headed arrow above the sign indicates a width of '3m以下'. A vertical double-headed arrow to the right of the sign indicates a height of '4 m 以下'. Inside the sign, the text '5㎡以下' is centered.</p>		

イ 誘導看板・位置看板

簡潔に内容を伝える必要があるものなので、「案内看板・解説看板」のように具体性をもって内容を伝えるものとは分けて定義します。

誘導看板・位置看板は、歩行者や車に乗っている人の回遊性を高めるために、効果的な情報伝達が必要ですので、景観と調和するシンプルなものとします。また、誘導看板はサインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。

色彩及び規模については次のとおりとします。

色彩	原則「茶地に白」 情報内容や地域性によっては緑・白・茶・黒のうち3色以内
規模	自然公園法における広告物の審査基準に準拠することとする。

ウ 注意看板

安全・財産を守るための注意喚起をすることから、他のサインと比べ、万全に周知するために、他の看板に比べ目立たせることが、必要な場合があるので、他のサインと分けて定義します。

他のサインと特異であるからと言って、色彩等を自由に使用すると、周囲の景観を損なうこととなります。原則、自然公園法で定めている「緑・白・茶・黒」のうち3色以内とします。()

しかし、過度に生命・財産に影響を与える恐れがあることや、緊急を要する場合に対して注意喚起するサインに関しては、その範囲でないこととします。

子どもや外国の方など、文字を認識できない方のために、イラストについては自然公園法の定める色の指定を受けないこととします。

7 サインの活用方針

他のメディア(情報媒体)との連携

案内看板・解説看板などの情報量の多いサインには、必要最低限の情報を表示することとしていますので、その他の情報は「地図・パンフレット・携帯サイト等」の媒体で補完していき、極力表示情報を少なくします。

維持管理方針

サインが利用者にとって分かりやすく、安心・安全に利用できるように維持するには、適切な管理と継続的なメンテナンスが必要なので、設置するサインの統括した体制づくりを構築します。

そのためには、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、維持管理方針を定め、整

素案

備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

サインの基本指針で定めるように、素材に腐食しない強度のあるものを使用しても、サインは主に屋外に設置されることが多く、年月の経過により汚損し老朽化します。景観を損なわないように、定期的に清掃、必要に応じては修繕を行い、常に美しい状態に保つことが必要です。

サイン本体に管理番号を記入し、共通の管理台帳に記録し管理していきます。

公共サインの掲示例

1 誘導看板・位置看板

誘導看板・位置看板は、歩行者や車に乗っている人の回遊性を高めるために、効果的な情報伝達が必要ですので、景観と調和するシンプルなものとします。また、誘導看板はサインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。

色彩及び規模については次のとおりとします。

色彩	原則「茶地に白」 情報内容や地域性によっては緑・白・茶・黒のうち3色以内
規模	自然公園法における広告物の審査基準に準拠することとする。

【現行】



【掲示例】



箱根町総合保健福祉センター

さくら館 専用駐車場

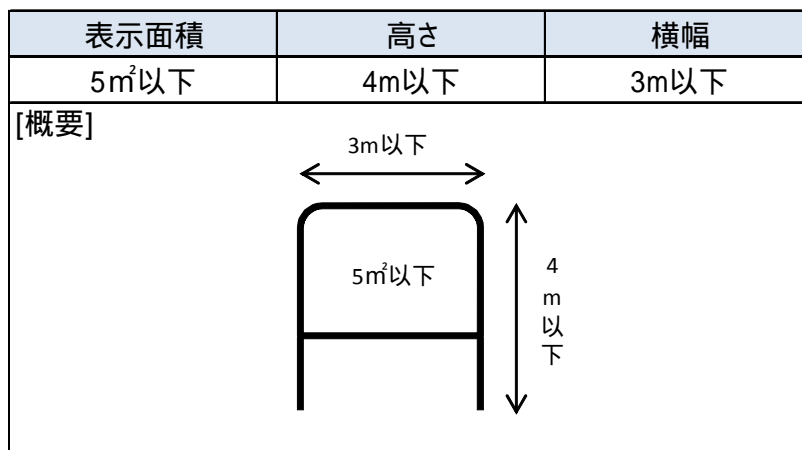
- ・「さくら館」利用者以外の駐車は、ご遠慮ください。
- ・駐車場内での事故等の責任は、一切負いません。
- ・利用時間 午前8時30分から午後9時まで

さくら館 85 - 0800

2 案内看板・解説看板

案内看板は、目的地までの距離や方角を正確に認識してもらうために、必然的に表示面の情報量は増えてきます。同じように解説看板も、説明する物の詳細を正確に理解してもらうために情報量が増えてきます。

いずれにしても、見る人が分かりやすく認識するためには、見やすくすることを同時に考えなければなりません。必要最小限の情報をシンプルに表示するようにします。



5 注意看板

他のサインと特異であるからと言って、色彩等を自由に使用すると、周囲の景観を損なうこととなります。原則、自然公園法で定めている「緑・白・茶・黒」のうち3色以内とします。()

しかし、過度に生命・財産に影響を与える恐れがあることや、緊急を要する場合に對して注意喚起するサインに関しては、その範囲でないこととします。

子どもや外国の方など、文字を認識できない方のために、イラストについては自然公園法の定める色の指定を受けないこととします。

【現行】



【掲示例】

犬の放し飼いはやめましょう！
フンは飼い主が
始末しましょう！



箱根町環境課

危険！
温泉施設につき
関係者以外立入禁止

DANGER !

This is private hotspring facility.
Authorized personnel only beyond
this point.

箱根町環境整備部
上下水道温泉課